

## 資本関係等のある会社の同一入札への参加制限【質疑応答】

### I 入札参加制限一般

#### 問1 資本関係等のある会社の同一入札への参加制限を行う趣旨は何か。

次の2点から、制限を行うこととしたものである。

##### (1) 入札の公平性の確保

親子会社や子会社同士は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上同一会社と同等にみなされ、同一入札に参加することは他の入札参加者との関係において公平性が確保できないこと。

また、総合評価方式を採用した場合、親会社は高度な技術提案を、子会社は価格を重視した提案を行い、二社で連携した複数の種類の入札が可能であり、他の参加者と比べて有利となる可能性があること。

##### (2) 談合の未然防止

持株会社の下に重複する業務を営む複数の子会社が属する形態は、複数の事業子会社が同一の入札に参加することによって談合等の問題を生じやすいとの指摘があり（「建設産業の再編の促進に関する検討委員会最終報告」（平成14年4月））、談合等の未然防止の観点から制限を加えること。

「建設産業の再編の促進に関する検討委員会最終報告」（平成14年4月）《抜粋》

### III 再編促進のための具体的な取組み

#### 5 その他

##### (3) グループ内企業の入札参加等

持株会社を活用したグループ強化などの場合、複数の事業子会社が同一工事の入札に参加することによって談合等の問題を生じやすいとの指摘がある。

持株会社の下に重複する業務を営む多数の子会社が属する形態は、経済合理性から考えにくいが、可能性がないとは言えず、その場合、実効ある競争の確保の観点から各発注者において競争参加に制限を加える措置が必要である。

ただし、持株会社を活用して経営統合した場合に、単純に持株会社下の企業であるというだけの理由で競争参加を排除すると、経営統合のメリットを失わせることになりかねず、実効ある競争の確保の観点からの支障の有無を個別に判断するべきである。

#### 問2 同一入札への参加制限を行う「基準」の考え方は何か。

資本関係又は人的関係がある会社同士の同一入札への参加を制限するものであり、支配関係等があるものとして、最低限の基準を設定しているものである。

## II 資本関係

### 問1 資本関係がある会社同士の同一入札への参加制限を行う理由は何か。

親子会社は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上一社と同等にみなすことができ、また、子会社同士にあっても、親会社も含めて全体で一社と同等にみなすことができる。これらの会社間では、当然に十分に意思疎通が図られるものであることから、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、入札参加を制限するものである。

### 問2 親子関係にある会社同士や、親会社と同じくする子会社同士の入札参加は認められるか。

- ① 親会社は、子会社の議決権の過半数の株式を有するなど、子会社の経営を支配しているため、同一工事への入札参加は認められない。
- ② 親会社と同じくする子会社同士も同じ親会社に経営が支配されているため、親子会社の関係と同様、同一企業とみなされることから、同一工事への入札参加は認められない。

### 問3 親会社と子会社の子会社（孫会社）との同一入札への参加は制限されるか。

子会社の定義は、「会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。」と定めており、会社法施行規則第3条第3号の規定により、子会社が経営を支配している会社（孫会社）も子会社に該当することとなる。

したがって、孫会社も同一入札への参加が制限される。

また、孫会社同士も、「親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合」に該当することから、同一入札への参加について制限される。

### 問4 更生会社や再生手続が存続中の会社を適用除外とする理由は何か。

更生会社や再生手続が存続中の会社は、財産の処分等一定の行為について、裁判所の許可が必要とされており、他の会社から経営（株主総会等の意思決定機関）を支配されているとはいえないためである。

### 問5 合併を予定している企業同士、親子会社になる予定のある企業同士は制限されるか。

親子会社になった時点で本取扱いが適用されるため、合併や資本提携に基本合意しただけの時点においては、同一工事への入札参加は可能である。

## III 人的関係

### 問1 人的関係がある会社同士の同一入札への参加制限を行う理由は何か。

同一人物が二社の経営権等に関与していることから、二社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためである。

**問2 代表権を有しない取締役を兼任している場合も制限する理由は何か。**

代表権の有無によらず、取締役を兼任している場合は、当該業務に係る二社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使し得る立場にあるためである。

**問3 制限の対象となる取締役とはどのような役職をいうのか。**

社外取締役を除く取締役、代表取締役をいう。

なお、委員会設置会社（会社法第2条第1項第12号）の「取締役」（「社外取締役」を含む。）は、会社の業務を執行することができないので、制限の対象とはならない。

**問4 委員会設置会社の執行役は制限の対象となるか。**

委員会設置会社の「執行役」は、取締役会の決議により委任を受けた事項に限って決議権を有し、会社の業務を執行することができるため、取締役に準じて制限の対象となる。

執行役を兼ねる取締役も制限の対象となる。

**問5 取締役が、他社の社外取締役を兼任している場合も制限の対象となるか。**

社外取締役とは、業務執行機関に対する監督機能化強化のために置く役員で、その会社の業務を執行する立場にないことから、同一工事への入札参加は可能である。

**問6 取締役が他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるか。**

執行責任を負う者として、取締役を兼ねない「執行役員」を置いている会社があるが、執行役員は法律制度上の位置づけはなく、取締役ではないため、同一工事への入札参加は可能である。

なお、「執行役員」と委員会設置会社の「執行役」とは異なる。

**問7 執行役員が他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるか。**

執行役員は業務上の責任者なので、このようなケースはないと考えられるが、仮にあった場合は、同一工事への入札参加は可能である。

**問8 取締役が、他社の監査役を兼任している場合は制限の対象となるか。**

監査役の業務については、会社法第381条第1項、第2項により、以下のように定められており、取締役のように会社の業務を執行するものではない。

- ① 取締役の職務の執行を監査すること
- ② 取締役等に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査すること

したがって、人的関係基準の「取締役」は「監査役」と異なるものであり、監査役と監査役の兼任はもとより、取締役と監査役の兼任の場合であっても、入札参加制限の対象とはならない。

**問9 人的関係について、更生会社等は制限の対象となるか。**

同一人物が二社の取締役を兼務している場合は、当該二社は人的関係があるとされ、同一入札への参加が制限されるが、例外として、このような場合に、どちらか一社が更生会社等であれば、二社とも同一入札に参加することができる。

これは、更生会社の取締役は経営権を有していないこと、再生手続が存続中の会社の取締役は、業務遂行権は有しているものの、もう一社の業務に携わることは想定しにくいことから、二社とも入札に参加することを可能としている。

なお、同一人物がある会社の取締役と更生会社等の管財人を兼務している場合は、管財人は事業の経営権を有していることから、同一入札への参加が制限される。

**問10 会計参与は制限の対象となるか。**

会計参与は、取締役と共同して計算書類等を作成する（会社法第374条第1項）が、監査役と同様に会社の業務を執行する者ではないため、制限の対象とはならない。

#### IV 共同企業体関係

**問1 A社とB社が親子会社の関係にあり、A社が共同企業体の代表者で、B社が別の共同企業体の構成員の場合は同一入札への参加は制限されるか。**

共同企業体の代表者は、実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の共同企業体の代表者である場合や、一方がある共同企業体の代表者で他方が別の共同企業体の代表者以外の構成員である場合は、どちらかの共同企業体は、同一入札に参加できない。

また、互いに別の共同企業体の代表者以外の構成員同士であっても、入札価格を知るなど、入札価格の決定等に影響を与える恐れがあることから、どちらかの共同企業体は同一入札に参加できない。

## 同一入札への参加が制限される資本関係・人的関係について

### 1 親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社をいいます。

(会社法)

#### 第2条第3号（子会社の定義）

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

#### 第2条第4号（親会社の定義）

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

### 【ケース1】

A 社

- ・ B社の議決権の過半数
- ・ B社の取締役会等の構成員における自己役員数の割合が過半数
- ・ A社は、B社の「親会社」
- ・ B社は、A社の「子会社」

B 社

	親会社	子会社
A 社	—	B 社
B 社	A 社	—

### 【ケース2】

A 社

B社の議決権  
の過半数

B 社

C社の議決権  
の4割

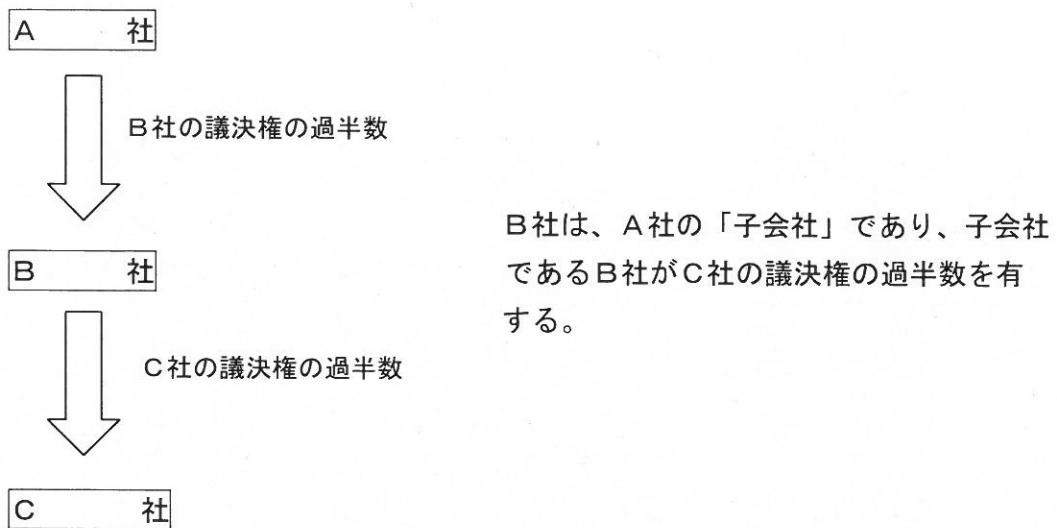
C社の議決権  
の2割

C 社

B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。

	親会社	子会社
A 社	—	B 社、C 社
B 社	A 社	—
C 社	A 社	—

### 【ケース3】

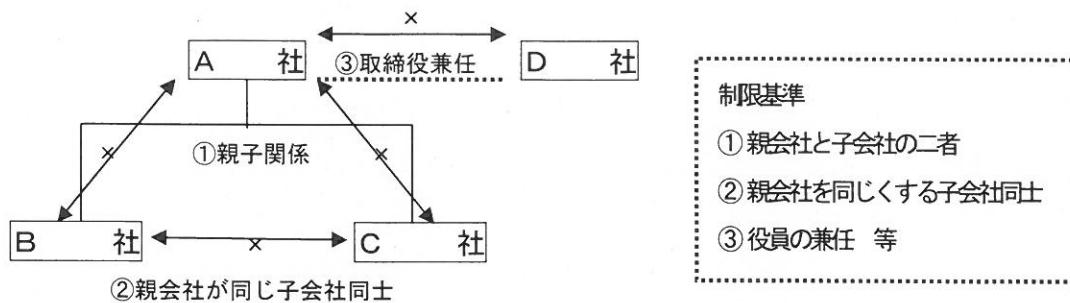


	親会社	子会社
A 社	—	B 社、C 社
B 社	A 社	C 社
C 社	A 社、B 社	—

## 2 役員の定義

- ①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④委員会設置会社における執行役又は代表執行役

【参考：同一入札への参加が制限される場合（イメージ図）】



制限基準

- ①親会社と子会社の二者
- ②親会社と同じくする子会社同士
- ③役員の兼任 等

—— 資本関係の繋がりあり  
……… 役員等の兼任あり  
↔×→ 同一入札への参加が制限される関係

※ ①、②について、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。

※ ③について、会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。

## 資本関係等のある会社の同一入札への参加制限について

〔平成 18 年 11 月 1 日  
総務 第 676 号〕

〔沿革〕 平成 19 年 5 月 28 日総務第 202 号一部改正

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加については、下記のとおり取り扱うものとする。

### 記

#### 1 実施事項

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が 2 の基準に該当する場合は、4 に掲げる取扱いを行うものとする。

#### 2 基 準

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合

##### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

① 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

##### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### 3 入札説明書への記載

基準に該当する者は同一工事の入札に参加することができない旨を、入札説明書に記載することとし、入札参加者に入札に関する条件として明示するものとする。

#### 4 基準に該当する場合の取扱い

基準に該当する者から入札参加申請があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

また、事後審査において、基準に該当する事実が判明した場合は、入札に関する条件に違反した入札として、入札心得に基づき無効として取り扱うものとする。

ただし、入札参加資格の基本事項の確認を受けた後に基準に該当する事実が生じた場合において、入札執行の完了に至るまでに、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者のした入札は無効とはならないものとする。

#### 5 基準該当の確認等

県営建設工事請負資格審査申請書提出時に、「資本関係・人的関係に関する届出書」(別紙様式1)の提出を求め、入札執行に際し基準該当の有無について確認するものとする。

届出書の提出以後に資本関係や人的関係に変更を生じた場合は、変更となった原因を生じた日から2週間以内に「資本関係・人的関係に関する変更届出書」(別紙様式2)を提出しなければならないものとする。

なお、外部からの情報がある場合等疑義が生じた場合には、適切な資料を対象業者から提出させること等により、事実確認を行うものとする。

また、届出書類に虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載をしなかった場合には、競争入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には資格の取消し又は指名停止等の措置を行うことがある。

#### 6 入札参加予定者間の連絡

入札参加予定者の関係が基準に該当する場合で、本件取扱いに対応する目的で当事者間で連絡を取ることは、入札心得に定める「公正な入札の確保」の規定に抵触するものではないものとし、この取扱いを入札説明書に明記するものとする。

#### 7 適用日

本取扱いは、平成19年7月1日以降に3に規定する明示を行った工事から適用するものとする。